

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

岩手県公安委員会

委員長 小野 公代

岩手県公安委員会規則第4号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
申請書等	経由先	申請書等	経由先
駐車禁止・時間制限駐車区間規則除外指定車標章交付申請書 (様式第1号の3)	[略]	<u>遠隔操作型小型車使用届出書（新規・変更）</u> (施行規則別記様式第1の3の4)	<u>遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する警察署長</u>
[略]		駐車禁止・時間制限駐車区間規則除外指定車標章交付申請書 (様式第1号の3)	[略]
高齢運転者等標章申請書 (施行規則別記様式第1の3の2)	[略]	[略]	
		高齢運転者等標章申請書 (施行規則別記様式第1の3の5)	[略]
		高齢運転者等標章記載事項変更届 (施行規則別記様式第1の3の7)	
		高齢運転者等標章再交付申請書 (施行規則別記様式第1の3の8)	
確認事務委託対象法人登録（登録更新）申請書 (様式第5号の2の12)	[略]	確認事務委託対象法人登録（登録更新）申請書 (様式第5号の2の12)	[略]
[略]		[略]	
[略]		[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
標章除去申請書 (施行規則別記様式第5の4)		標章除去申請書 (施行規則別記様式第5の4)	
		特定自動運行許可証再交付申請書 (施行規則別記様式第5の8)	特定自動運行を行うおうとする場所を管轄する警察署長
		特定自動運行許可申請書 (施行規則別記様式第5の9)	
		特定自動運行計画変更許可申請書 (施行規則別記様式第5の10)	
		特定自動運行許可申請書記載事項変	

運転免許申請書 (施行規則別記様式第12)	[略]
[略]	
[略]	

別表第2 (第12条の2 関係)

種 類	路線名	区 間
[略]		
県道	[略]	
	大船渡綾里 三陸線	<u>大船渡市赤崎町字佐野56番1地先か</u> ら <u>字大立13番5地先まで</u>
	[略]	
	水海大渡線	[略]
	東宮野目二 枚橋線	[略]
[略]		

更届出書 (<u>施行規則別記様式第5の11</u>)	
運転免許申請書 (施行規則別記様式第12)	[略]
[略]	
[略]	

別表第2 (第12条の2 関係)

種 類	路線名	区 間
[略]		
県道	[略]	
	大船渡綾里 三陸線	<u>大船渡市猪川町字前田3番15地先か</u> ら <u>赤崎町字大立13番5地先まで</u>
	[略]	
	水海大渡線	[略]
	碁石海岸線	<u>大船渡市末崎町字門之浜20番2地先</u> から <u>字中森124番1地先まで</u>
	東宮野目二 枚橋線	[略]
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。